

被害者の手引

犯罪の被害に 遭われた方へ

ひとりで悩まないで…
支えてくれる人がいます。

青森県警察

はじめに

犯罪に巻き込まれることは、大変つらく悲しいことです。

予期しない犯罪に遭われた被害者ご本人はもちろん、ご家族の方々も突然のことに戸惑い、どうしたらよいのか分からず、とても不安な気持ちになっていることと思います。

警察は、被害者の心のケアや、現実直面する色々な問題を少しでも軽く出来るように力を尽くしています。

このパンフレットは

- 捜査や裁判の進み方
- 犯人の処罰手続
- 被害者やご家族へのお願い
- 被害者及びご家族の方等が利用できる制度や機関

等について、つらい思いをされている被害者及びご家族の方のために作成したものです。

このパンフレットが、少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。

事件担当捜査員

青森県 _____ 警察署
_____ 課 _____ 係

氏名 _____
電話番号 _____
内線 { _____ }

担当の指定被害者支援要員

_____ 課 _____ 係 氏名 _____

電話番号 _____ (内線 _____)

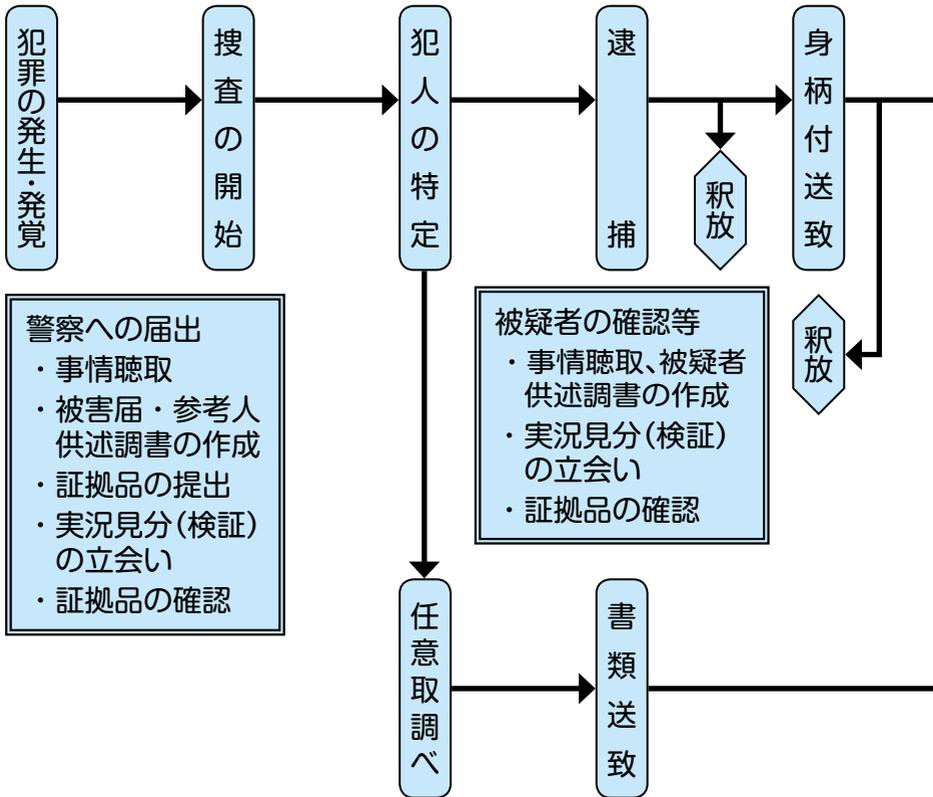
目次

1	刑事手続の流れ	1
2	少年の刑事手続の流れ	5
3	被害者・ご家族の方へのお願い	7
	○事情聴取への対応や実況見分等への立会いをお願いします。	
	○公判で利用できる制度があります	
4	各種支援活動	
1	被害者等に対する支援要員制度	11
	警察や検察庁には、相談に乗ったり、付添いを行う支援要員がいます。	
2	刑事手続、捜査状況の情報等に関する制度	12
	警察では、捜査や検挙の状況等を連絡しています。	
	検察庁等からも、刑事裁判の結果等の通知を受けることができます。	
3	裁判後の段階において利用できる制度	14
	犯人の仮釈放に対して、意見したり心情を述べたりすることができます。	
4	安全の確保に関する制度	15
	再被害を防止し、被害者等を保護します。	
5	経済的支援や各種支援・福祉制度	17
	一定要件に該当する被害者等に対し、犯罪被害給付制度や診断書料等の県費負担制度が適用できる場合があります。	
	他にも、税の控除、扶養手当や福祉資金貸付等の福祉制度があります。	
6	精神的被害に対する支援	21
	自分や大切な人が被害に遭うことで、心や体に影響が出る場合があります。	
5	性犯罪に遭われた被害者等の方へ	22
6	警察の相談窓口	25
7	警察以外の相談窓口	27

1 刑事手続の流れ

犯罪は、社会的に許されない行為であり、犯人は、法律に定める手続に捜査(警察) → 起訴(検察庁) → 公判(裁判所) の三つの段階に分かれます。

刑事手続の流れ



警察の手続

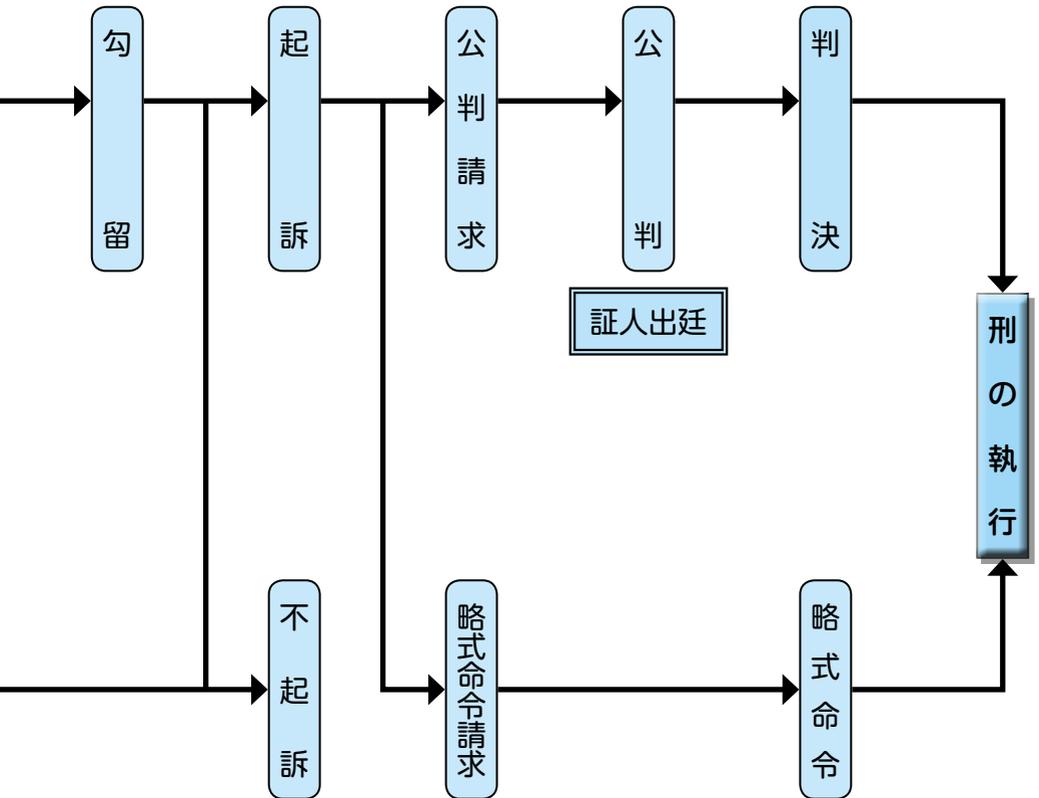
連絡や通知

- 刑事手続や被害者支援の制度の説明
- 捜査状況の説明(捜査に支障のない範囲で)
- 検挙状況(犯人の検挙や犯人の氏名等)

警察における被害者連絡制度

※犯人が、20歳未満の場合は、上記とは手続が異なる部分があります。

よって処罰されます。その手続を「刑事手続」といい、これは、大きく分けて



検察庁の手続

裁判所の手続

犯人の処分状況
(送致された
検察庁、罪名、
起訴・不起訴等)

事件の
処分結果
(裁判に
なったか
どうか等)

裁判を
行う裁
判所、
裁判が
行われ
る日

裁判の
結果

犯人の身柄
の状況
(釈放され
たかどう
か)、公
訴事実等

検察庁等による被害者等通知制度

1 捜査

犯人を捕まえ、証拠を収集して事件を解明するために行う活動を「捜査」といいます。

○ 犯人を逮捕した場合

警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を「被疑者^{ひぎしや}」といい、警察が被疑者を逮捕すると、48時間以内に書類と共に検察官に送ります。（これを「身柄付送致^{みがらつきそうち}」といいます。）

○ 勾留^{こうりゅう}

検察官は、必要があると認める場合には、裁判官に対して「勾留^{こうりゅう}」の請求をし、その請求が認められると犯人は最長で20日間拘束されることになります。

（この拘束の手続を「勾留」といいます。）

警察は、犯人が勾留されている間にも、起訴に向けて様々な捜査活動を行います。

○ 犯人を逮捕しない場合

犯人が逃亡するおそれがない場合等には、犯人を逮捕しないまま取調べ、証拠を揃えた後、捜査結果を検察官に送ることとなります。（これを「書類送致^{しよるいそうち}」といいます。）



2 起 訴

検察官は、事件について必要な捜査を行った後で、犯人を裁判にかけるかどうかを決定しますが、裁判にかける場合を「起訴」、裁判にかけない場合を「不起訴」といいます。

(起訴された犯人を「被告人」といいます。)

○ 公判請求と略式命令請求

起訴については、公開の法廷での裁判の請求をする「公判請求」と、一定の軽微な犯罪について、公判が開かれず書類審査だけを請求する「略式命令請求」があります。

3 公 判

犯人が起訴され公判が開かれる日が決められた後、裁判所の法廷で審理が行われ、判決が下されます。

この判決までの法廷での審理を「公判」といいます。

検察官や犯人は、判決の内容に不服がある場合には、さらに上級の裁判所(高等裁判所等)に訴えることとなります。

以上が刑事手続の概要ですが、犯人が20歳未満の場合には、少年審判手続等による場合があります。上記とは手続に違いがあります。

○ 裁判員裁判

殺人罪、強盗致死傷罪、不同意性交等致死傷罪等の一定の重大犯罪について、選挙権のある一般国民から選ばれた裁判員が参加し、裁判官と一緒に、犯人が有罪か無罪か、有罪ならばどのような刑にするのかを決める裁判です。



2 少年の刑事手続の流れ

1 犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合

○ 捜査等

14歳以上の少年については、刑事手続と同様に捜査を行います。

法定刑が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送致します。

※ 令和4年4月1日より、18歳及び19歳の「特定少年」の被疑事件については、全件検察庁に送致となります。

送致を受けた検察官は、取調べをした後、少年をどのような処分にするのがよいかを判断して、その旨意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

14歳以上18歳未満の少年については、法律で定められた刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、警察から直接、家庭裁判所に事件を送致します。

○ 審判

家庭裁判所では、送られてきた事件について、「審判」（刑事手続でいう裁判）を開始するかどうかを決定します。

審判では、「保護処分」（少年を施設内に収容し、矯正教育を行う「少年院送致」や、社会内において保護観察官と保護司が協働して、少年の改善更生を図る「保護観察」等）の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には「不処分」の決定を行います。

また、これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判に呼び出す必要がないと判断された場合には、審判手続を開始せず、その時点で終了します（これを「審判不開始」といいます）。

なお、少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、刑事処分とするべきであると認められた場合には、家庭裁判所から事件を検察庁へ送り返します。

この場合、少年は原則として裁判にかけられ、成人の刑事事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定を受けます。



少年犯罪の被害者等が利用できる制度

- 事件記録の閲覧、コピー制度
被害者等は、審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除く。）の閲覧、コピーができます。
- 心情や意見を述べる制度
裁判官や家庭裁判所調査官に対して、犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 少年審判の傍聴^{ぼうちやう}制度
殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけたりした罪、過失運転致死傷罪等（いずれも傷害の事案にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の被害者等は、申出により少年審判の傍聴が認められる場合があります。
- 家庭裁判所で行っている説明、通知制度
家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。
また、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

上記制度の詳細は、お住まいの都道府県にある家庭裁判所にお問い合わせください。（P31）

2 犯人が14歳未満の少年である場合

- 調査等
14歳未満の少年については、法律上罰することができないので、警察において必要な調査を行った後、場合によっては、児童相談所に通告・送致します。
- 児童相談所における措置
通告等を受けた児童相談所では、少年に対し、児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所や里親への委託等）をとり、事案を終了させるほか、家庭裁判所での審判が必要であると判断した場合は、事案を家庭裁判所に送致します。
家庭裁判所に送られた少年は、14歳以上の少年と同様に、審判を開始するかどうかの決定を受けます。

3 被害者・ご家族の方へのお願い

みなさまには、刑事手続上必要なお協力をお願いすることになります。ご負担をおかけすることもあります。犯人を捕まえ、処罰するため、そして同じような被害に遭う人をなくすためにもご協力をお願いします。

1 事情聴取

- 警察官が被害の状況や犯人の様子等について、詳しく事情をお聴きします。
- 思い出すのがつらいこと、言いたくないことがあるとは思いますが、犯人の早期検挙、犯行の立証のために被害者のお話が必要になります。
- 警察のほかに検察官から事情を聴かれることがあります。どうして同じことを繰り返し聴かれるのだろうと思われるかもしれませんが、検察官が起訴・不起訴を判断するためのものです。



2 証拠品の提出

犯人や被害の状況を明らかにするため、被害者が、被害当時着ていた服や持っていた物等を「証拠品」として提出していただくことがあります。

提出していただいた物については、お返ししたり、返却の必要がないとの申出があれば、処分することになります。



3 実況見分等への立会い

警察官が現場等について確認する際に立会いをしていただくことがあります。

実況見分等は被害の状況や犯人の罪を明らかにするために必要なものですので、ある程度の時間が掛かることがあります。

4 公判での証言と公判で利用できる制度

○ 被害者等に関する情報の保護

刑事裁判の手續において、裁判所は、性犯罪等の被害者等の氏名等を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができます。

この決定があったときは、起訴状（検察官が証明しようとしている犯人の罪について書かれてあるもの）の朗読等の訴訟手續は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

また、検察官は、必要と認められる場合には、犯人の弁護人に、被害者の情報が他人に知られないようにすることを求めることができます。

詳しくは、担当の検察官、検察事務官にお問い合わせください。

○ 証人尋問^{しょうにんじんもん}

犯人の罪を証明するため、被害の状況や犯人に対する気持ちを、公判で証言していただくことがあります。

精神的な負担を少しでも軽くするため、以下の措置がとられることもあります。

- ・ 被害者等への付添い
被害者等が証言している間、家族や心理カウンセラーなどが、被害者等のそばに付き添うこと。
- ・ 被害者等の遮へい
被害者等と、犯人や傍聴人との間についたてなどを置き、相手の視線を気にしないで証言できるようにすること。
- ・ ビデオリンク方式
被害者等が、別室からモニターを通じて証言すること。

その他、被害者等の希望に応じて、次のような制度もあります。

○ 公判傍聴での配慮等

被害者等が、公判を優先して傍聴することができるように、できる限りの配慮がされるほか、刑事事件の裁判で、犯罪被害に関する心情や意見を述べること（心情等の意見陳述制度）ができます。

○ 被害者参加制度

殺人、傷害、危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により、人を死亡させたり傷つけたりした罪、不同意性交等、不同意わいせつ、逮捕・監禁、過失運転致死傷等の罪の被害者等は、裁判所の許可を得て、「被害者参加人」として刑事裁判に参加することができます。

刑事裁判に参加する「被害者参加人」は、公判期日に法廷で検察官の隣等に着席して裁判に参加し、証人尋問や被告人質問等を行うことができます。

被害者参加に際して、弁護士の援助を受けることができ、経済的余裕がない方については、国が弁護士費用を負担する被害者国選弁護制度もあります。また、法テラスから、旅費や日当が支払われる制度もあります。(P29)



○ 冒頭陳述に関する書面の受取

検察庁では、冒頭陳述（裁判の初めに、検察官が証明しようとしている事実を述べ、明らかにすること）の内容を記載した書面を受け取ることができます。

○ 事件記録の閲覧、コピー

被害者等は、第一回公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。

また、同種余罪の被害者等の方にも、民事の損害賠償請求のため必要があり、相当と認められる場合には、その犯人の刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。

○ 犯人との間で示談した場合

刑事裁判のほかに、改めて民事裁判を起さなくてもいいように、その示談内容を刑事裁判の公判調書に記載してもらうことができます。

この公判調書には、民事裁判で裁判上の和解が成立したのと同じ効力が与えられます。

○ 損害賠償命令制度

被害者等が、その刑事事件を担当している裁判所に対し、起訴後から弁論が終わるまでの間に申し立てをすることで、有罪の言い渡しの後、すぐに損害賠償請求に関する審理も行われます。

損害賠償請求に関し、刑事事件の結果を利用するので、改めて民事裁判を起す必要がなく、また、原則4日以内の期日で行われる等、被害者等の負担が少なく済みます。

ただし、決定に対し、異議申し立てがなされた場合は、通常の民事裁判になります。

対象事件 殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
不同意わいせつ、不同意性交等の罪
逮捕、監禁の罪
略取、誘拐、人身売買の罪 等

※ 過失犯（業務上過失致死傷等）は対象となりません。

詳しくは、担当の検察官、検察事務官、または裁判所にお問い合わせください。

4 各種支援活動

1 被害者等に対する支援要員制度

① 警察における指定被害者支援要員制度

警察では、殺人、不同意性交等、重傷傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、指定された警察職員が、事件発生直後における被害者支援活動を行います（指定被害者支援要員制度）。

指定被害者支援要員は、次のような活動を行っています。

○ 付添い支援

- ・ 病院の手配、付添い
- ・ 事情聴取、実況見分立会い等への付添い

○ 心配事の相談への対応

○ 民間被害者支援団体、部内のカウンセラー等の紹介

詳しくは、担当捜査員又は青森県警察本部犯罪被害者支援室にお問い合わせください。（P25）

② 検察庁における被害者支援員制度

被害者等の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者の支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、

相談への対応

法廷への案内・付添い

事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助け

をするほか、被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介する等の支援活動を行います。

2 刑事手続、捜査状況の情報等に関する制度

① 警察における被害者連絡制度

警察では、殺人、不同意性交等、重傷傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、危険運転致死傷罪に該当する重大な交通事故事件等の被害者等に対して、次の事項について連絡しています。

- 刑事手続及び犯罪被害者のための制度
- 捜査状況の連絡
犯人の検挙に至っていない場合でも、捜査に支障のない範囲内で捜査状況について連絡します。
- 検挙状況
犯人を検挙した場合には、捜査に支障のない範囲内で犯人を検挙したこと、犯人の氏名等について連絡します。
- 犯人の処分状況
逮捕後、事件を送致した検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、公訴を提起した裁判所等について連絡します。
犯人が少年の場合には、連絡の内容に若干の違いがあります。

② 法務省の各機関における被害者等通知制度等

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の受刑中の刑務所における処遇状況等について通知する制度があります。

以下のことについて、通知を受けることができます。

- 裁判に関すること
 - ・ 事件の処分結果（起訴、不起訴、家庭裁判所送致等）
 - ・ 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
 - ・ 裁判の結果
 - ・ 犯人の身柄の状況（釈放されたかどうか）、起訴事実等
- 有罪裁判確定後の犯人に関すること
 - ・ 収容されている刑務所の名称・所在地
 - ・ 刑務所から釈放される予定年月（満期出所予定時期）
 - ・ 受刑中の刑務所における処遇状況に関する事項
 - ・ 釈放（満期釈放、仮釈放）年月日
 - ・ 保護観察に関する事項
 - ・ 執行猶予言渡しの取消しに関する事項

これらの通知を受けるには、担当の検察官、検察事務官等に申し出てください。

また、少年事件の場合も、少年院等から被害者等に対し、できる限り、保護処分を受けた加害者に係る通知(少年審判後の通知)を行っています。

- ・ 収容されている少年院の名称・所在地、入院年月日
- ・ 少年院における教育状況
- ・ 出院年月日
- ・ 保護観察に関する事項
(保護観察の開始年月日、保護観察中の処遇状況、保護観察の終了年月日等)

これらの通知を受けるには、加害者が少年院送致処分を受けた場合はお近くの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合はお住まいの都道府県にある保護観察所に申し出てください。

■被害者等を再被害から守るために

検察庁において、被害者等が再び被害に遭うことのないように転居その他犯人との接触を避ける措置をとる必要があるため、検察官が通知を行ったほうがよいと判断することもあります。

この場合には、被害者等が希望すれば、犯人の釈放直前における釈放予定の時期（通常は、月の上・中・下旬）が通知されたり、釈放された後の住所地を通知されたりすることがあります。

詳しくは、担当の検察官、検察事務官等に申し出てください。

③ 心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の審判の傍聴及び結果通知

検察官は、一定の重大な他害行為（殺人、放火等）を行った者が心神喪失等であると認められて不起訴処分あるいは無罪となった場合等には、医療の要否及び内容を決定する審判を求めて、裁判所に申立てを行います。

裁判所は、この申立てを受けて審判を行い、その者を入院させるのか、それとも通院させるのかなどの決定をします。

被害者等は、申出をすることによって、審判を傍聴することや、審判の結果等について裁判所からの通知を受けることができます。

詳しくは、担当の検察官や裁判所にお問い合わせください。

④ 検察審査会への審査申立て

検察官は、事件の捜査を行った上で犯人を処罰する必要があると判断したときに起訴をしますが、いろいろな事情から起訴をしない処分（不起訴処分）をする場合があります。

検察審査会は、検察官がした不起訴処分の当否を審査する機関で、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中に設置されています。

検察審査会は、被害者等や犯罪を告訴・告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として申立てがあったときに審査を始めます。

また、被害者等からの申立てがなくても、新聞記事等をきっかけに自ら審査を始めることもあります。検察審査会への審査の申立てや相談については、一切費用がかかりません。

詳しくは、最寄りの検察審査会事務局にお問い合わせください。(P31)

3 裁判後の段階において利用できる制度

① 意見等聴取制度

犯人が刑務所や少年院に収容された場合、申出をした被害者等は、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。

② 心情等の聴取・伝達制度

犯人が刑務所や少年院に収容された場合、また、保護観察となった場合、被害者等の申出に応じ、各施設の職員が、被害に関する心情、被害者の置かれている状況、受刑中、在院中、保護観察中の犯人の生活や行動に関する意見を聴取し、これを犯人に伝えます。

犯人に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導監督を行います。

詳しくは犯人が刑務所や少年院に収容された場合は、最寄りの刑務所や少年院に、保護観察中の場合は、最寄りの保護観察所へお問い合わせください。(P31)



4 安全の確保に関する制度

① 再被害の防止・保護対策

- 警察では、被害者等が、再度、同じ犯人から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合に、「再被害防止対象者」として、重点的な防犯指導や必要に応じた警戒措置を行います。

再被害防止対象者からの要望があった場合や再被害防止に必要な場合には犯人の釈放等に関する情報をお知らせするなど安全の確保に努めています。

また、犯人が暴力団員、暴力団関係者、総会屋等で、仕返しを受けるおそれがある場合には、被害者等を「保護対象者」として指定し、暴力団等からの保護に必要な措置を実施して、被害の未然防止を徹底しています。

もし、犯人等から、生命、身体に危害を加えられるような脅しを受けた場合には、すぐに警察へ通報してください。

- 被害者の氏名などの情報の保護

被害者の氏名等個人を特定する情報が犯人に知られた場合、被害者の名誉や社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあるほか、再被害の危険性もあります。

そのため、令和6年から、性犯罪などの被害に遭った被害者の氏名等を犯人に知られないようにするため、氏名等を秘匿する制度が始まりました。

この制度が適用されるのは、「性犯罪事件」「性犯罪に準じる事件」「犯人が被害者やその親族に対して報復や嫌がらせなどをするおそれがある事件」などで、犯人が被害者の氏名などを知らない場合になります。

この制度が適用された場合、原則として、犯人に対しては、被害者の氏名等が秘匿されます。

ただし、犯人の弁護人に対しては、法律で定められている厳格な要件を満たさなければ氏名等を秘匿できません。また、犯人側が反論する防御権が損なわれるとして不服を申し立てた場合は、裁判所の判断により、氏名等が犯人に通知される場合もあります。

② DV被害者・虐待被害児童等の保護制度

- 警察では、配偶者からの暴力事案や、ストーカー事案等の被害に遭われた方、家族から虐待を受けた児童等が、犯人から離れて保護される必要がある場合には、安全の確保について女性相談支援センターや児童相談所と連携の上対応しています。

詳しくは、担当の捜査員や女性相談支援センター、児童相談所にお問い合わせください。(P31、32)

- 住民基本台帳閲覧制限制度

犯人がストーカーやDV、児童及びこれらに準ずる行為の被害者の住所を探す目的で、住民基本台帳の閲覧を行うおそれがあると認められる場合は、住民基本台帳閲覧制限の支援を受けられる場合があります。

詳しくは、市町村役場窓口又は担当の捜査員にお問い合わせください。

- DV被害者のための保護命令制度

配偶者(内縁関係、同居型交際を含む。)から身体的暴力や生命、身体、自由、名誉、財産に対する脅迫を受けた場合は、被害者(状況により、その子供や親族等も含む。)に対して近づいてはならないことや、電話をかける等の一定の行為を禁止することを裁判所が犯人に命ずる保護命令制度があります。

詳しくは、担当の捜査員や女性相談支援センターを始めとする配偶者暴力相談支援センターにお問い合わせください。(P31)

③ プライバシー侵害等に対する人権救済制度

被害者等が、いわれのないうわさや中傷によって傷つけられたり、プライバシーを侵害されるなどの被害を受けた場合、法務省の人権擁護機関は、相談を受けたり、相手方に人権侵害を止めるよう勧告するなどの救済のための措置を講じています。(P31)

5 経済的支援や各種支援・福祉制度

① 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によって、ご家族の方を亡くされたご遺族、重大な負傷又は疾病を負ったり、後遺障がいが残った被害者に対して、労災保険等の他の公的給付や加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合等において、国が給付金を支給する制度です。給付金は一時金として支給されるもので、その種類は次のとおりです。

- 遺族給付金 … 遺族（①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順で第一順位の方）に支給
- 重傷病給付金 … 重傷病（加療1月以上、かつ、3日以上入院を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1月以上、かつ、3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った被害者の方に、3年間を限度として、保険診療による医療費の自己負担分と休業損害を考慮した額の合算額（上限120万円）を支給
- 障害給付金 … 障がい（障害等級第1～14級）の残った被害者の方に支給

ただし、原因となった犯罪行為が行われたときに日本国籍を有しない方で、かつ、日本国内に住所を有しない方は受給できません。

また、被害者の方に不適切な行為がある場合等には給付金の全部又は一部が支給されないこともあります。

申請は、申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して行いますが、具体的な手続としては、住所地を管轄する警察署又は警察本部に、申請書と必要書類を提出することとなります。

なお、犯罪行為による死亡、重傷病又は障がいの発生を知った日から2年を経過したとき、又はこれらの被害が発生した日から7年を経過したときには申請ができません。ただし、加害者により身体の自由を不当に拘束されていたこと等のやむを得ない理由により、この期間内に申請ができなかったときは、その理由のやんだ日から6月以内に申請することができます。

詳しくは、担当の捜査員にお問い合わせください。



② 診断書料等の県費負担制度

警察では、一定の要件を満たす被害の場合に、被害者等の負担を軽減するため、一部の経費を負担できることがあります。

- ・ ご家族を亡くされた方 … 検案書料・遺体搬送費・遺体修復費
- ・ 傷害等を負われた場合 … 初診料・調剤費用・診断書料
- ・ 性犯罪被害に遭われた方 … 初診料・診断書料・検査費・緊急避妊費用等
- ・ 精神科医療機関等において、
カウンセリングをうけられる方 … カウンセリングに要した費用
詳しくは、担当の捜査員にお問い合わせください。

③ 民事上の損害賠償請求制度

不法行為による損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続に従って行われるもので、刑事手続とは別に被害者等の方々が申立てなどを行う必要があります。

詳しくは、裁判所や弁護士会にお問い合わせください。

※ 損害賠償命令制度については、10 ページを参照してください。

また、指定暴力団による不法行為については、暴力団対策法において、凶器を使用した対立抗争又は指定暴力団の名称を示す等して行う資金獲得活動等に際して、指定暴力団員が他人の生命・身体又は財産を侵害したときは、その指定暴力団の代表者等がこれによって生じた損害を賠償する責任を負うとされています。

この規定により、例えば、

- 対立抗争の巻き添えにあい、指定暴力団員から怪我を負わされた
- 指定暴力団員から要求されたみかじめ料の支払を断つたために、
暴力行為を受けた

などの場合に損害賠償請求を行うに当たっては、被害者側の立証負担が軽減されます。

詳しくは、担当の捜査員や弁護士会にお問い合わせください。(P32)

④ 税制

医療費を支払ったり、障がいを負った方、あるいは、配偶者と死別した方等には、所得税の計算において、次のような「所得控除」が認められる場合があります。

○ 医療費控除

納税者本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合、その医療費が一定額を超えるときは、その医療費の額を基に計算される金額が控除されるもの

○ 障害者控除

納税者本人や同一生計配偶者、扶養親族が所得税法上の障がい者である場合には一定の額が控除されるもの

○ 寡婦（寡夫）控除

納税者自身が夫と死別した妻又は妻と死別した夫である場合等には、一定の額が控除されるもの

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

⑤ 一時避難場所の確保

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊される等、居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合等には、公費により、一時的に避難するための宿泊費を負担する制度があります。

詳しくは担当の捜査員にお問い合わせください。

⑥ 公営住宅への優先入居

犯罪等により従前の住居に住めなくなった一定の収入以下の方について、地方公共団体によっては、公営住宅（県営住宅・市町村営住宅）への入居に際して、優遇措置が講じられるところがあります。

詳しくは、県又は市町村の公営住宅管理担当窓口にお問い合わせください。

⑦ 福祉制度

父親又は母親を亡くしたためひとり親家庭となった場合には、児童扶養手当や母子父子福祉資金の貸付等を受けることができます場合があります。

また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活が困っている人に対しては、困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。

詳しくは、住所地の自治体や福祉事務所にお問い合わせください。

⑧ 個別労働紛争解決制度

青森労働局において、個々の労働者と事業主との間の労働関係に関する事項のトラブルの未然防止、労使による自主的な解決を促進することを目的として、

- ・ 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談
- ・ 青森労働局による助言・指導
- ・ 紛争調整委員会によるあっせん

をしています。

詳しくは、青森労働局雇用環境・均等室の総合労働相談コーナーにお問い合わせください。（P31）



6 精神的被害に対する支援

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、心身に変調を来すことがあります。

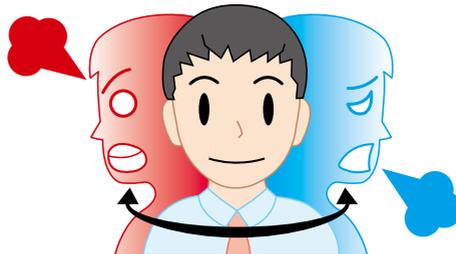
- 心理面
恐怖感、不安感、孤独感、罪悪感、自責感、怒り、復讐心等
- 思考・感情面
集中力・記憶力・判断力の低下、感覚・感情のまひ、混乱、その時の光景が何度も思い浮かぶ、何度も夢に見る、現実だという感覚がない、自分が自分でないように感じられる等
- 行動面
怒りっぽくなる、興奮、取り乱す、閉じこもり、飲酒や喫煙の増加、生活が不規則になる等
- 身体面
頭痛、肩こり、手足のだるさ、胃のもたれ、吐き気、下痢、便秘、動悸、息苦しさ、不眠、悪夢、食欲不振等

これらは、時間の経過とともに、次第に回復していきますが、回復にかかる時間は人それぞれです。中にはPTSD等に発展していく場合もあります。

まず、自分にどのような変化が起きているのかを確認しましょう。

青森県警察本部犯罪被害者支援室では、専門の犯罪被害者心理カウンセラーを配置しています。カウンセリングを希望する方は、担当の捜査員又は犯罪被害者支援室にお問い合わせください。

※ 精神科医療機関等においてカウンセリングを受けられる方は、カウンセリングに要した費用を負担できることがあります。



5 性犯罪に遭われた被害者等の方へ

性犯罪とは、被害者の同意を得ることなくわいせつ行為をする犯罪です。

性犯罪の被害を受けたことによって、心や体に様々な変化が起こり、感覚がまひしたり、食欲不振、不眠、無気力、疎外感といった症状が見られることがあります。

あなたは悪くありません。一人で悩まずに、届出又は相談をしてください。

相談＝届出ではありません。

被害届を出すのは、あなた自身のタイミングでいいのです。



警察署のどこに被害を訴えたらいいの？

最寄りの警察署、交番、どちらでも構いません。
原則として被害に遭われた場所を管轄する警察署の刑事課員が対応します。
緊急を要する場合は110番通報してください。



必ず警察署に行くの？

捜査上、警察署でお話を聞くのが望ましいのですが、被害者の要望により、警察署以外の施設でお話を伺うこともできます。



110番をかけると、パトカーや制服警察官が家に来るのでは？

通報者のお宅には、私服警察官が捜査用の車で伺うようにしています。
ただし、緊急を要する場合は、パトカーや制服警察官が現場に駆けつけて捜査することもあります。
特に希望がある場合は通報時にお話してください。



担当する警察官の性別は希望できますか？

被害者が希望する性別の警察官がお話を伺うように配慮しています。
ただし、女性警察官による事情聴取を希望しても女性警察官が近くに居合わせない場合もあります。
そのような場合には、男性警察官がお話を伺うこととなりますが、対応に十分に配慮しますので、ご安心ください。





嫌な質問に対しても答えなければならないの？

担当の警察官が、被害の状況や犯人の様子等について、詳しく事情をお聞きします。
言いたくない、思い出したくないこともあるかと思いますが、事件を解明するために、必要があって尋ねさせていただきますのでご協力ください。



家族や周囲の人に知られたくないのですが…。

事件の態様にもよりますが、捜査の段階では、家族を含め必要以外の人に知られないように捜査を行います。
ただし、未成年の被害者については、捜査における協力をお願いすることなどがあるため、保護者の方にお話をする必要があります。



警察はどのような捜査をするの？

被害者が警察に届出した時点から捜査を始めます。
被害の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情を伺いますが、捜査の重要なポイントとなりますので、ある程度時間がかかります。
被害に遭った時に着ていた服等を、事件の証拠品として提出していただくことがありますので、洗濯をせずに保管しておいてください。
被害に遭った場所を確認したり、証拠資料を採取するなど捜査活動を行いますので、立会っていただくことがあります。
早く忘れたい事件を蒸し返すようで辛いと思われるかもしれませんが、犯人を逮捕し、厳しく処罰する上でも非常に重要な活動になります。



犯人が捕まった時などは連絡してくれるのですか？

犯人が逮捕された時は必ずご連絡いたします。
また、逮捕するまでの間の捜査状況についても可能な限り連絡します。
逮捕後は犯人の処分状況等もご連絡いたします。
警察は、被害者をお守りしますので、安心してご連絡ください。





私の名前が知られてしまうことに不安があるのですが？

捜査にあたっては、被害者が被害に遭ったことについて周囲に知られることがないように可能な限り配慮をします。犯人を逮捕する際も、被害者等の個人情報、原則的に犯人には秘匿で行います。裁判が開かれる場合も、被害者の個人情報が他の人に知られないようにすることを求めることができる制度があります。(P8、15)



被害後にできることがあります ～後で気付いたことも教えて下さい～

○ 証拠について

証拠は、被害者の味方です。

事情聴取後でも、犯人の手掛かりとなる「もの」「こと」について、気付いたことを教えてください。

- 例：・ 犯人が触った場所（体に限らず）、物
 ・ 自宅内、車内などに身に覚えのない物がある
 ・ 犯人が使用した「ハブラシ」「コップ」「はし」や飲食した物が残っている

など

○ 記憶について

記憶は、時間経過とともに薄れ、曖昧になります。

すぐに届出ができない場合でも、メモなど記録に残しておきましょう。

○ お体について

レイプ被害の場合は、産婦人科において72時間以内の緊急避妊の措置、性感染症検査を受けることが大切です。

おケガがあれば診察、治療も受けられます。

警察に届出した場合、公費負担制度をご利用いただける場合があります。

※ 公費負担制度については18ページ「②診断書料等の県費負担制度」をご確認ください。



6 警察の相談窓口

青森県警察ホームページ

警察における専門相談窓口を紹介します。

- 青森県警察ホームページ
<http://www.police.pref.aomori.jp/>
 青森県警察の各種相談窓口が紹介されております。
- 警察庁犯罪被害者支援室ホームページ
<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>



相談窓口		電話番号等	受付時間等		受付内容	
青森県警察	犯罪被害者支援室	警察本部代表電話 017-723-4211	平日	8:30～ 17:15	※ 左記時間以外、土・日・祝日、年末年始は当直員が対応します。	犯罪被害者等支援全般 犯罪被害者等給付金の申請等
	警察安全相談室	#9110 017-735-9110	平日	8:30～ 17:00	※ 左記時間以外、土・日・祝日、年末年始でお急ぎの時は、最寄りの警察署へおかけください。	DV等の暴力相談 ストーカー相談 特殊詐欺に関する相談 犯罪等による被害の未然防止に関する相談 県民の安全と平穏に関する相談
	性犯罪被害110番	全国共通番号 #8103 フリーダイヤル 0120-89-7834	毎日	24時間	平日8:30～17:15以外、土・日・祝日、年末年始は対応警察官の性別を選べない場合があります。	性犯罪被害に関する相談
	少年サポートセンター	新町センター 0120-58-7867 安方センター 017-776-7676 八戸 0178-22-7676 弘前 0172-35-7676 少年サポートメール (メールによる相談) youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp	平日	8:30～ 17:15	※ 左記時間以外、土・日・祝日、年末年始でお急ぎの時は、最寄りの警察署へおかけください。	悩みを抱えている少年、その保護者の方などからの相談 ※ 少年の犯罪等の被害、非行問題、いじめ等に関する相談
			24時間受信、回答は2～3日後 (土・日・祝日・年末年始を除く)			

※ 参考

青森県内の各警察署の代表電話番号

警察署名	代表電話番号	警察署名	代表電話番号
青森警察署	017-723-0110	つがる警察署	0173-42-3150
八戸警察署	0178-43-4141	三戸警察署	0179-22-1135
弘前警察署	0172-32-0111	鱒ヶ沢警察署	0173-72-2151
五所川原警察署	0173-35-2141	七戸警察署	0176-62-3101
黒石警察署	0172-52-2311	青森南警察署	0172-62-4021
十和田警察署	0176-23-3195	外ヶ浜警察署	0174-22-2211
三沢警察署	0176-53-3145	五戸警察署	0178-62-3241
むつ警察署	0175-22-1321	大間警察署	0175-37-2211
野辺地警察署	0175-64-2121		



7 警察以外の相談窓口

1 民間の被害者支援団体

「公益社団法人あおもり被害者支援センター」



※センターシンボル
マスコット

公益社団法人あおもり被害者支援センターは、犯罪や交通事故により被害を受けた方やそのご家族、ご遺族に対して、病院や警察署等への付添いやカウンセリング、弁護士による法律相談等の支援を無料で行う等、青森県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」として指定を受けた、県内唯一の民間被害者支援団体です。

公益社団法人あおもり被害者支援センターでは、次のような支援活動を全て無料で行っています。

○電話相談及び面接相談

犯罪や交通事故の被害者又はその遺族の方からの電話相談を受けています。



○直接的支援

被害者等からの要望に応じて、センターの支援員が病院、警察署、裁判所及び検察庁等への付添いを行っています。



○臨床心理士によるカウンセリング

支援センターに登録された臨床心理士によるカウンセリングを行っています。



○弁護士による法律相談

支援センターに登録されている弁護士による法律相談を行っています。



○被害者自助グループへの支援

犯罪の被害等の体験を分かち合い、支え合うための自助グループへの支援を行っています。



※当センターでは犯罪・交通事故被害者遺族のつどいを開催しています。

犯罪・交通事故被害者遺族のつどい

このつどいは同じような辛さを抱えた方々が語り合う場です

ひとりで悩んでいませんか
誰にも話せず自分をせめていませんか
誰も信じられなくなっていないませんか

そんな気持ちを安心して話せる場所です

◆ 話された内容が外部に漏れることはありません。



被害者等の希望（同意）があれば、被害の状況を警察から被害者支援センターに伝え、繰り返し被害のことを話さずに支援を受けることができます。

あなたといっしょに

犯罪や交通事故被害相談電話 (秘密厳守)

017-721-0783

○ 電話相談受付日・時間

【平日】 9:00～17:00

※土・日・祝日・年末年始を除く

あなたは何もわるくない

あおもり性暴力被害者支援センター

性暴力被害専用相談電話

りんごの花ホットライン (秘密厳守)

#8891

又は

017-777-8349

○ 電話相談受付日・時間

【平日】 9:00～17:00

※上記時間以外、土・日・祝日・年末年始は、
国のコールセンターにつながります。



青森県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人

あおもり被害者支援センター

事務局 〒030-0822

青森市中央3丁目20番30号

県民福祉プラザ3階

TEL 017-718-2085

FAX 017-718-2098

ホームページ <https://www.aomori-vs.com/>



2 法テラス（正式名称 日本司法支援センター）

法テラスは、国民が全国どこでも法的な紛争の解決のために必要な情報や法律サービスの提供を受けられる社会を実現するため、法的支援を担う法人で、次のような犯罪被害者支援をしています。

- 支援制度や相談窓口の紹介
刑事手続の流れや各種支援制度、相談窓口などの情報をわかりやすくご案内します。
- 弁護士の紹介
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介できる場合があります。
- 弁護士費用などを援助できる制度の案内
一定の要件を満たせば、無料で弁護士に相談できたり、弁護士に依頼するための費用を援助できる制度があります。
 - 「被害者参加人」のための国選弁護士制度
一定の犯罪の被害者などが、刑事裁判に参加する際に、経済的に余裕のない方でも弁護士による援助が受けられるよう、国がその費用を負担します。
 - 日本弁護士連合会委託援助
被害を受けた方や子供を対象に、行政・裁判手続などに関する弁護士費用を援助します。
 - 民事法律扶助制度
経済的に余裕のない方を対象に、無料法律相談の実施や弁護士等の費用などの立て替えを行います。



詳しくは、法テラスにお問い合わせください。(P32)

3 財団法人犯罪被害救援基金

人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は、重い障害を受けた方の子、孫、弟妹等のうち、加害者による賠償が期待できず、かつ、犯罪被害給付制度その他の公的救済制度又は保険による補填がされないなど、経済的理由により修学が困難な方を対象として、次のような事業を行っております。

- 学生、生徒及び児童に対する奨学金又は入学準備一時金の給与
- 学生、生徒及び児童の生活の指導及び相談
- その他犯罪被害者に係る救援事業



詳しくは、警察本部犯罪被害者支援室にお問い合わせください。(P25)

4 米軍人・軍属の違法行為等による損害を受けた場合

米軍人及び軍属の違法行為等による損害を受けたことはありませんか？

アメリカ合衆国の軍隊又はその構成員若しくはそれらに雇われている者（以下「合衆国軍隊等」という。）の違法行為等により損害（交通事故による損害を含む）を受けられた方又はその遺族の方に対する損害賠償制度（賠償金が請求できる期間に制限あり。）があります。

この損害賠償制度は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約7号）」（日米地位協定）に基づくもので

合衆国軍隊等の行為等が「公務執行中の場合」

合衆国軍隊等の行為等が「公務執行中でない場合」

とで、その取扱いが変わります。

上記の損害に関しては、下記の問い合わせ先までご相談ください。

【問い合わせ先】

- ① 三沢防衛事務所業務課業務第二係

〒033-0012

青森県三沢市平畑1-1-31

電話 0176-53-3116

平日 8:30~17:15

（事件・事故等の発生地が青森県の場合）

- ② 東北防衛局企画部業務課事故補償係

〒983-0842

宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第三合同庁舎

電話 022-297-8211

（事件・事故等の発生地が岩手県・宮城県・秋田県・山形県及び福島県の場合）

5 警察以外の相談窓口一覧

相談窓口			電話番号	受付時間等		
青森労働局	雇用環境・均等室	総合労働相談コーナー	017-734-4211	平日	9:30～17:00	セクハラ、パワハラ等を含む労働問題に関する相談
青森地方法務局	人権擁護委員会	女性の人権ホットライン	0570-070-810	平日	8:30～17:15	DV、セクハラ等女性の人権に関する相談
		人権相談ダイヤル	0570-003-110	平日	8:30～17:15	差別、虐待、ハラスメント等の人権に関する相談
青森地方検察庁	被害者ホットライン		017-722-1234	平日	9:00～17:00	犯罪被害者やその親族からの各種相談
検察審査会	青森検察審査会		017-722-5450	平日	9:00～16:30	検察官が行った不起訴処分についての審査の申立て等
	弘前検察審査会		0172-32-4321	平日	9:00～16:30	
	八戸検察審査会		0178-22-3104	平日	9:00～16:30	
青森家庭裁判所	少年係		017-722-5645	平日	9:00～16:30	少年事件に関する相談
東北地方更正保護委員会			022-221-3540	平日	9:30～17:00	加害者の仮釈放に関する意見
青森保護観察所	企画調整課	更生保護に関する窓口	017-732-1049	平日	8:30～17:15	保護観察中の加害者に関する意見
青森刑務所	被害者担当官		017-763-0615 090-3366-4249	平日	8:30～17:00	受刑中、在院中の加害者に関する意見
青森県犯罪被害者等支援相談窓口 (青森県庁地域生活文化課)			017-734-9232	平日	8:30～17:15	犯罪等の被害に関する県の総合対応窓口
青森県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	DVホットライン (緊急通報専用)		0120-87-3081	24時間		
	緊急を要しない相談		017-781-2000	平日	8:30～20:00	配偶者・パートナーからの暴力やハラスメントに関する相談
			土・日 祝日	9:00～18:00		
東地方福祉事務所	配偶者暴力相談支援センター		017-734-9951	平日	8:30～17:15	
中南地方福祉事務所	配偶者暴力相談支援センター		0172-33-3211	平日	8:30～17:15	
三戸地方福祉事務所	配偶者暴力相談支援センター		0178-27-4435	平日	8:30～17:15	
西北地方福祉事務所	配偶者暴力相談支援センター		0173-35-2156	平日	8:30～17:15	
上北地方福祉事務所	配偶者暴力相談支援センター		0176-62-2145	平日	8:30～17:15	
下北地方福祉事務所	配偶者暴力相談支援センター		0175-22-2296	平日	8:30～17:15	
青森市配偶者暴力相談支援センター			017-734-5318	平日	8:30～17:00	
八戸市配偶者暴力相談支援センター			0178-38-7339	平日	9:00～17:00	

相談窓口		電話番号	受付時間等		
青森県男女共同参画センター	相談室	017-732-1022	月・火 木・金 土・日	9:00～ 16:00	家庭や職場・地域など生活において直面する様々な問題の相談（電話又は面接、面接は電話予約が必要）
			第2・4 火曜日	13:00～ 15:00	法律の専門相談（予約制）
			第3 木曜日	13:00～ 15:00	こころの専門相談（予約制）
青森県子ども家庭支援センター	相談専用	017-775-8080	月・火 木・金 土・日	9:00～ 16:00	子育て、子どもや家庭に関わる相談
青森県立精神保健福祉センター	こころの電話	017-787-3957 017-787-3958	平日	9:00～ 16:00	こころの相談
児童相談所	子ども虐待 ホットライン	189 又は 0120-71-6552	24時間		子どもの虐待についての相談
法テラス (日本司法支援センター)	犯罪被害者支援 ダイヤル	0120-079714	平日	9:00～ 21:00	法制度の紹介 相談窓口の案内
			土曜日	9:00～ 17:00	
	法テラス青森 (青森地方事務所)	0570-078387	平日	9:00～ 17:00	無料法律相談 弁護士紹介 ※弁護士費用等に関する 援助制度
青森県弁護士会	犯罪被害者センター	017-777-7285	平日	9:00～ 17:00	法律相談 (相談料は初回に限り無料)
公益社団法人 あおもり被害者支援センター		017-721-0783	平日	9:00～ 17:00	犯罪の被害などに関する 相談 弁護士による法律相談 臨床心理士によるカウ セリングなど (土・日・祝日、年末年始を除く)
	性暴力被害専用相談電話 「りんごの花ホットライン」	#8891 又は 017-777-8349	平日	9:00～ 17:00	左記の時間以外、土・ 日・祝日、年末年始は、 国のコールセンターに つながります。
財団法人 犯罪被害救援基金		03-5226-1020	平日	9:30～ 17:00	
公益財団法人 青森県暴力追放県民センター		017-723-8930	平日	9:00～ 17:00	暴力団に関する相談



令和7年 発行